

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年11月から4年6月までの標準報酬月額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から4年7月11日まで
② 平成4年7月11日から5年1月15日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成3年11月1日から4年7月11日までの標準報酬月額20万円が、私が退職した後の5年12月6日に11万8,000円に訂正されているのは納得できない。

また、私が同社を退職したのは平成5年1月であるにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が4年7月11日になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人の主張するとおり、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月1日より後の同年12月6日付けで遡^{そく}及して訂正され、11万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

したがって、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年11月から4年6月までは20万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、申立ての事業所のB事務所に、平成5年1月15日まで在籍していたとしているが、申立人の雇用保険の離職日は4

年7月10日とされており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である同年7月11日と一致している上、雇用保険及び厚生年金保険の資格喪失に係る処理年月日はそれぞれ同月15日と同月13日であることが確認でき、被保険者資格の喪失処理に不自然な点は無い。

また、当時勤務していた同僚12人に照会したところ、申立人を知っているとする当該事務所の責任者は、「申立人がいつまで勤務していたか覚えておらず、常勤か時間勤務かも不明である。」とし、別の一人も「申立人は知っているが、いつまで勤務したかは知らない。」としており、10人は違う事務所に勤務していたなどの理由から申立人を知らないとし、申立人が申立期間に在籍していたことを裏付ける具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立ての事業所の事業主は所在不明のため聴取できず、当時の本社の経理担当者は、「社会保険等の手続は自分が行っていたが、指示された被保険者資格の取得や喪失の届出を行っていただけで、各事務所の従業員の顔は見たことが無く、申立人の名前は覚えていない。当時、会社は経営状態が悪く、退職する者や常勤から時間勤務に変更になった者が多かった。時間勤務については、厚生年金保険には加入させていなかった。」としている。

このほかに、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社D製作所）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年9月10日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年6月1日から20年9月10日まで

私は、昭和18年12月に徴用でA社E工場に入社したが、19年6月に同社B工場に転勤になり、20年5月ごろ海兵団に召集され、そこで終戦を迎えた。

その後、市内が焼け野原となっていたので、会社には戻らずそのまま実家に帰ったが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年6月にA社E工場から同社B工場に転勤し、20年5月に海軍に召集され、復員後はそのまま実家に帰ったとしているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンラインの記録では、いずれも同社E工場で18年12月8日に厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得し、19年6月1日に被保険者資格を喪失したものとされ、同社B工場での被保険者記録は無い。

しかしながら、申立ての事業所から提出された在籍証明書により、申立人は昭和18年12月8日に入社し、20年8月31日に退職したこととなっていることが確認できる。

また、申立ての事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿のうち、摘要欄に「19. 6. 1 F 縣ヨリ」と記載されている同社B工場の被保険者名簿には、

19年6月1日付で同社E工場から異動したとみられる、申立人を含む2,000人以上の名前が記載されているが、ほとんどの者は資格喪失年月日が記載されておらず、「労働者年金保険の記号番号」欄も記載されていないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された、B工場の同僚と研修に行った際に撮影したとする写真から確認できる同僚のうち、申立人が記憶する二人については、同社B工場で同年6月1日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できるとともに、写真の同僚と同姓で、申立人と同時期に転勤し同じB工場で終戦まで勤務していたとする別の同僚についても、同社E工場及びB工場の被保険者期間に係る脱退手当金を22年7月14日に受給していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、G省の発行する申立人に係る履歴書により、申立人が昭和20年7月1日に軍に召集され、同年9月10日に現役満期となったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。したがって、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

なお、前述の申立ての事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿は、昭和20年8月の戦災により焼失又は滅失しており、申立ての事業所に係る現存する被保険者名簿は21年以後に事業所の人事記録などから復元されたものであることが確認できる。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無い原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年9月10日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年6月16日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を46年6月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月16日から同年6月16日まで

私は、昭和44年3月19日にA社に入社してから勤続40年になる。その間、関連会社に異動はしたが継続して勤務していたので、B社へ異動した時の2か月間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。厚生年金基金加入員証を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在勤務しているC社から提出された従業員名簿から、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、D年金基金から提出された厚生年金基金加入員番号払出簿により、申立人が昭和46年6月16日にE社で同基金の加入者資格を喪失し、同日にB社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、D年金基金、C社及びE社を管轄していたF年金事務所は、申立期間当時、厚生年金保険と厚生年金基金の資格得喪の届出書が複写式で一体のものであったか否かは不明であるとしているものの、同基金の厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書の様式が複写式でなかったとする事実も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和46年6月16日にE社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D年金基金の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社は、申立人が昭和24年8月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、標準報酬月額を昭和24年3月及び同年4月は7,500円、同年5月から同年7月までは8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、B労働組合は、申立人が昭和24年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月3日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、B労働組合における申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ当該日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年3月26日から同年12月4日まで

私は、昭和21年8月12日にA社に入社し、一時期、労働組合の専従職員になったことはあるが、54年8月14日まで継続して勤務した。

しかし、申立期間は、厚生年金保険が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、オンライン記録では、A社において、昭和21年8月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年3月26日にいったん資格を喪失しているところ、年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日の欄を見ると、「24. ●. 26」（資格喪失月は判読不能）と記載されていたものが「24. 3. 26」に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が保管する被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和24年8月26日に組合専従職員になったことにより、被保険者資格を喪失している記録が確認できる上、A社の従業員名簿を見ると、ほぼ同時期の同年

8月29日に組合専従職員となったため、同年12月3日まで休職期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、雇用保険法（旧失業保険法）が施行された昭和22年11月1日から定年退職する52年9月30日までA社に係る雇用保険の加入記録が確認できる（その後、同社に再雇用され、昭和54年12月14日まで厚生年金保険に加入）上、前述の従業員名簿では、24年3月26日前後に申立人の雇用形態、雇用状況及び勤務場所等に変化は見当たらないことから、事業主が申立人の資格喪失日を24年3月26日として社会保険事務所に届出を行ったことは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間のうち、申立人が昭和24年8月26日に被保険者資格を喪失日とした旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、昭和24年3月26日から同年8月26日までの標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は同年2月の社会保険事務所の記録から7,500円、同年5月から同年7月までは、同年5月のA社が保管する被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、「申立期間当時、具体的な日数は覚えていないが、3か月間ぐらい組合専従職員であったことがある。」と主張しているところ、B労働組合に係る被保険者名簿により、申立人と氏名及び生年月日が一致し、厚生年金保険記号番号も申立人のA社における記号番号と同一である厚生年金保険被保険者記録では資格取得日は昭和24年8月1日、資格喪失日は同年12月3日であることが確認できることから、当該記録は申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和24年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年12月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行い、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたと認められる。

また、上記期間の標準報酬月額については、今回統合するB労働組合における被保険者記録から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年11月まで

私は、父が経営する小売店で働き始めた昭和36年ごろ、店に来た町内会の役員を通じて、父母と兄と自分の国民年金の加入手続を行い、毎月店に集金に来ていた町内会の人に4人分の保険料を払っていた。

昭和40年12月に、夫の国民年金と国民健康保険の加入手続を私がA市役所のB支所で行ったが、私は36年から国民年金に加入し、保険料を納付していたのに、私の国民年金の資格取得日が夫と同じ40年12月2日となっており、申立期間が未加入となっているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月2日に国民年金の強制加入被保険者として資格取得していることが、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の夫と連番で払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和41年4月から同年5月までの間に払い出されたものと推測されるとともに、申立人及び申立人の夫の被保険者台帳により、40年12月から41年3月までの保険料が、いずれも41年4月30日に納付されていることが確認できることから、41年4月に加入手続を行い、その時点で、当該期間の保険料をまとめて納付し、同月以降は、申立人の記憶する隣保による集金により現年度納付したものと推測される。

さらに、申立人は、申立人と申立人の父母及び兄の4人の国民年金の加入手続を行い、4人分の保険料を納付していたとしているが、申立人の父母は、昭

和36年4月時点で、すでに60歳以上であり国民年金に加入することはできず、申立人の兄は昭和35年10月1日に資格取得しており、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できるが、その前後に申立人の父母及び申立人の名前は無い。

加えて、申立人の申立期間及び資格取得時の住所はいずれもA市B町内であり、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、ほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの期間及び45年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和45年4月から50年3月まで

私の申立期間①当時の国民年金加入期間が未納となっているが、加入して保険料を納付しないわけではないので調査してほしい。

また、申立期間②当時の国民年金加入期間が未納とされているが、当時、市役所に出かけた際、市役所の人に国民年金のことを聞いて加入手続を行った。それ以後は、自宅に来た集金人に毎月国民年金保険料を納付しており、集金制度がなくなってからは、自分で市役所に保険料を納めに行っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、A町において、申立人並びに申立人の母及び兄弟の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できるものの、オンライン記録により、いずれの者も申立期間①は未納となっており、国民年金保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の国民年金の加入手続及び保険料納付については、申立人自身が行った記憶は無く、当初は、家族も国民年金に加入していなかったと思うと述べていた。その後、申立人の母が家族の加入手続を行ったのかもしれないが、具体的なことは分からないと述べている上、その母は既に亡くなっており、供述を得ることはできないことから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①当時、A町で払い出された国民年金手帳記号番号はそ

の後転居したB市で昭和50年12月から51年1月ごろに払い出されたと推定される記号番号と統合され、当該番号に係る国民年金被保険者台帳に被保険者資格の得喪及び保険料の納付状況が転記されているが、当該台帳においても申立期間①は未納と記録されていることが確認できる。

- 2 申立期間②については、上記のとおり、国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年12月から51年1月ごろであるため、申立期間の大半である48年9月以前は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出しの時期は、第2回特例納付が実施された時期ではあるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、特例納付により保険料を納付した事実は記録されておらず、昭和45年4月から50年3月までは未納となっている上、申立人自身は、国民年金保険料は毎月納付しており、まとめて納付した記憶は無いと主張していることから、申立人は、国民年金の加入手続を行ったものの、保険料の特例納付は行わず、現年度分の保険料のみを納付したものと推認される。

さらに、申立人は、B市に転居後に市役所の人と国民年金について話をする機会があり、加入手続を行ったとしているが、その具体的な時期については記憶しておらず、このほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年5月まで

私は、申立期間の前に勤務していた会社を退職後、A市で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の金額は覚えていないが、給付を受けていた失業手当から、市役所から送られた納付書で、毎月、同区役所窓口か郵便局又は銀行で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の種別変更処理日から、平成7年7月から8月ごろに払い出されたものと推定されるとともに、申立人の第3号被保険者の種別変更処理日が同年7月20日であることから、申立人については、当該時点で、厚生年金保険の資格喪失日である6年9月25日にさかのぼって同日を国民年金の第1号被保険者の資格取得日とし、申立人の夫の健康保険の被扶養開始日である7年6月2日を第3号被保険者の資格取得日(種別変更)とする処理が同時に行われたものと推認され、申立期間のうち、6年9月から7年3月までは過年度保険料として、また、7年4月から5月までの保険料は現年度保険料としてそれぞれさかのぼって納付することとなる。このため、退職後、国民健康保険と国民年金に加入し、申立期間の保険料を毎月納付していたとする申立内容には不自然さがみられる上、申立人は、第3号被保険者となった7年6月以降に、申立期間に係る納付書が送られてきたり、保険料をさかのぼって納付した記憶も無いとしており、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付金額の記憶はあいまいである。

また、申立人は、全国健康保険協会管掌健康保険の記録により、申立期間の直前に加入していた政府管掌健康保険(当時)の任意継続被保険者として平成

7年3月11日まで加入し、申立期間のうち、6年9月から7年2月まで毎月1万3,120円の健康保険料を納付していることが確認できるが、申立人は任意継続の手続を行った記憶は無いとしている上、7年*月*日に第一子を実家があるC市で出産していることが戸籍謄本により確認できるところ、申立人は出産のため6年12月ごろから7年2月ごろまで実家に帰省していたとしているが、当該期間に係る国民年金保険料の納付については記憶に無いとするなど、申立期間当時の記憶は定かでないことから、毎月納付していたとする国民年金保険料と任意継続に係る健康保険料を混同している可能性がうかがえる。

さらに、申立期間に申立人の住所及び氏名に変更は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年12月から3年3月まで

私が平成元年*月に20歳になったため、誕生日直後に、母親がA市で国民年金の加入手続をしてくれた。

当時、私は大学生でツーリングクラブに入部しており、事故等で障害を負う不安があったため、C事業所に勤務していた母親が、平成元年12月に支給されたボーナスで、加入手続時に4か月分を納付し、その後は半年ごとに6か月分をまとめて納付していた。

国民年金保険料を納付したことを証明できる資料等はないが、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の主張するとおり、申立人が20歳に到達した平成元年*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと述べているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、3年6月又は同年7月ごろと推測されることから、当該時点において、申立期間当時の学生は任意加入であったことから、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することができず、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の母親は、国民年金保険料を加入手続時に4か月分を納付し、その後半年ごとに6か月分をまとめて納付していたと主張しているところ、オンライン記録では、平成3年4月から同年9月までの6か月分が同年8月30日に、同年10月分が同年10月8日に、同年11月分が同年12月4日に、同年12月分が同年12月16日に、4年1月分が同年1月29日に、同年2月及び同年3月分が同年2月12日に納付されていることが確認できることから、申立人の母親の主張する納付状況と相違する。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、62年9月から平成元年8月までの期間及び3年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和62年9月から平成元年8月まで
③ 平成3年2月から同年5月まで

夫は、会社を退職し次の会社に入社するまでの間、国民年金に加入して保険料を納付していた。申立期間①については、同居していた義父と夫と私で相談し、将来のために必要なので夫が失業保険給付金の中から納付をしていた。死亡した義父も夫が納付しているところを見たと言っていた。申立期間②及び③については、私がA銀行B支店で自分の保険料と合わせて納付をしていた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人は既に他界しており、また、申立人に加入及び保険料納付を勧めたとする申立人の父も他界しているため、当該申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認できない。

また、申立期間①当時は、申立人及びその妻は国民年金の強制加入期間であるが、両人とも未加入期間となっている上、同居していたとする申立人の父、その妻及び申立人の兄のいずれについても国民年金の加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人の妻は、自らの国民年金保険料に合わせて申立人の保険料の納付を行ったとしているが、同人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は平成4年10月ごろと推測されることから、当該時

点においては、申立期間②の夫婦の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の妻は、市役所で自身の国民年金の加入手続を行った際、国民年金の担当者が申立人の国民年金手帳記号番号は後日年金手帳に記載すると言ったと主張しているが、同人は再度市役所へ申立人の年金手帳を持って行ったことはないとしている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間③については未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

- 3 申立期間①、②及び③について、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 3 月 5 日から同年 12 月 1 日まで

高校を卒業した直後の昭和 29 年 3 月から 31 年 2 月まで、A 事業所に勤務し、設計、工事監理の事務に従事したが、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

また、A 事業所を退職後、昭和 31 年 3 月に B 社に就職し、61 年 4 月まで勤務したが、同事業所での厚生年金保険の加入記録は 31 年 12 月からとなっており、申立期間③が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A 事業所の上部機関が保管する人事記録から、申立人は、昭和 29 年 3 月 10 日から 31 年 3 月 10 日まで、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚二人は、就職と同時に厚生年金保険に加入していないと回答している。

また、A 事業所の上部機関が保管する申立人の人事記録によると、申立期間①は臨時助手、それ以降の厚生年金保険の加入記録がある期間は臨時職員及び臨時補助員として任用されていたことが確認でき、申立ての事業所における申立人の身分の変更時期と厚生年金保険の加入時期が符合していることから、申立ての事業所は、申立人が臨時助手として任用されていた申立期間①については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、資格取得日は昭和 29 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

一方、申立期間②については、A事業所及び関連の事業所の被保険者の中には、申立人と同じ昭和30年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が多数みられること、後に申立人と一緒にB社に転職したとする関連事業所の臨時職員二人も30年9月1日に資格喪失していること、申立人の上司及び同僚は、「昭和30年ごろ、申立事業所及び関連事業所は、臨時職員について大量の人員整理に着手していた。」と記憶しており、申立ての事業所は31年4月1日に適用事業所でなくなっていることを踏まえると、申立人が申立ての事業所において、30年9月1日に被保険者資格を喪失していることが不自然とまでは言い難い。

加えて、A事業所の上部機関は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間①及び②における臨時職員に対する厚生年金保険の取扱いに関する実態や申立人の厚生年金保険料控除の実態は不明であると回答している。

このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人が所持するB社の従業員カードの記載内容及び同事業所に厚生年金保険の加入記録がある申立人の上司の供述から、申立人は、昭和31年3月ごろから、B社の仕事に従事していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、保管する人事記録（昭和32年4月の人事異動が記載された資料）から、申立人が同事業所に採用されたのは昭和32年4月1日であると回答している。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、資格取得日は昭和31年12月1日と記載されており、オンライン記録及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立人が所持する申立ての事業所の従業員カードに、厚生年金保険被保険者証の記号番号とともに、資格取得日は昭和31年12月1日と記載されており、この記号番号及び資格取得日は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する上、同カードに記載された健康保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同一日である。

加えて、前述のA事業所の関連事業所の臨時職員からB社に申立人と一緒に入社した同僚二人は、申立ての事業所において、申立人と同じ昭和31年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立ての事業所は申立人を含むこの3人について同様の取扱いを行ったものと推察される上、その同僚の一人は、「就職と同時に厚生年金保険に加入していないのは試用期間扱いであったと思う。」、別の一人は「B社にどんな身分で採用されたのか不明であり、B社で厚生年金保険に未加入となっている期間に、給与から厚生年金保険料が控除されていたなど厚生年金保険に加入してい

た確証は無い。」としている。

このほか、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1545 (事案 956 の再申立てを含む)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
② 昭和 22 年 10 月 1 日から 26 年 9 月 1 日まで
(再申立て)

私は、A社B事務所の作業員として、業務に従事していた。

申立期間①については、平成 20 年 10 月 31 日に社会保険事務所(当時)から第1種被保険者の記録を第3種被保険者に記録訂正した旨の通知を受けたのに、21 年 12 月 21 日に「第3種被保険者に訂正したのは誤りであった。」として、第1種被保険者に訂正する通知を受けたが、申立期間①も同一作業に従事していたので、再調査の上、第3種被保険者に訂正してほしい。

申立期間②については、第3種被保険者になった昭和 20 年 10 月 1 日以降は、引き続き同じ作業に従事していたのに、第1種被保険者になっているのは不合理で納得できない。

新たに資料を提出するので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された申立人に係る係員職務台帳(申立ての事業所作成)の経歴欄の記載により、申立ての作業に従事していたものとみられ、申立ての事業所も「申立人は当該作業に従事していたものとみられる。」と回答している。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び申立ての事業所の厚生年金保険(当時の名称は、労働者年金保険)被保険者名簿の申立人に係る区分欄には「其の他」と記載されており、申立人の被保険者種別は第1種被保険者とされていることが確認できる。

また、申立人と同年齢の同僚は「自分は申立人と同じ作業に従事してい

たが、第1種被保険者である。」とし、別の同僚は「当時は人員不足で、17歳からでも当該作業をしていたが、未成年者は助手として見習い扱いだったかもしれない。」としている。

さらに、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後300人について被保険者種別を検証したところ、昭和17年6月1日において20歳未満の者22人は、全員が第1種被保険者とされていることが確認できることから、申立ての事業所では、未成年者については第1種被保険者とする取扱いが行われていたものと推測される。

加えて、申立ての事業所の人事担当者は、「第1種被保険者として届出をしながら、第3種被保険者としての保険料を給与から控除することは考えられない。」と説明しており、このほかに、申立期間において、給与から第3種被保険者としての保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る被保険者種別について、社会保険事務所が平成20年10月31日に第3種被保険者に訂正したことは誤りであると考えられることから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、申立ての事業所から提出された労働者名簿等の資料の記載などにより、申立期間当時、申立人が申立ての作業に従事していたことは認められるものの、i) 申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄に「22.10.10 種別変更」と記載され、種別欄の記載が「其の他」に訂正されており、別の被保険者名簿には、申立人の備考欄に「26.9.1 変更」と記載され、種別欄に記載された「外」に訂正されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、「22.10.10 ①（其の他）」及び「26.9.1 ③」と記載されていることが確認できること、ii) 申立人が記憶する申立ての作業に従事していたとする同僚7人のうち、加入記録の確認できた6人については、5人は申立人と同様に全期間が第1種被保険者であり、1人は前半が第1種被保険者であることから、申立期間当時、申立ての事業所では、申立ての作業の従事者であっても、第1種被保険者として届出を行っていたものと考えられること、iii) A社の人事担当者や同社B事務所の元職員は、「第1種被保険者として届出をしながら、第3種被保険者としての保険料を給与から控除することは考えられない。」としていることから、申立期間において、給与から第3種被保険者としての保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から「作業職歴証明書」が提出されたため、

労働基準監督署への照会を含め、同証明書について確認したところ、申立人は労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付及び傷病補償年金を受給していることは確認できるが、同証明書からは申立期間②において第3種被保険者としての保険料を給与から控除されていたことを裏付ける内容は確認できない。

また、申立人から「B事務所職員名簿（昭和41年5月、C職員労働組合D支部発刊）」が提出されたため、C労働組合に照会したが、「組合が設立された昭和21年当時は、8組合あり、40年代には13組合あったが、その後統廃合され当組合のみとなっている。統廃合が繰り返されたため、当時の資料は無い。」と回答している。

さらに、B事務所管理事務所では、昭和32年9月以降の給与支払明細書は保管されているが、それ以前のものには保管されていない。

加えて、同僚は、「申立人は記憶しているが、第1種被保険者にするか、第3種被保険者にするかは会社が決めていたので、職員には分からなかった。」としており、申立ての事業所は、「申立人の被保険者種別が第3種から第1種に変更された昭和22年10月1日に、申立人は本社社員に登用され、賃金体系が変更になったと考えられるが、作業内容には変更はないので、第1種に変更した理由は不明である。」としている。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 ごろ から 37 年 4 月 ごろ まで
私は、昭和 36 年の盆前ごろから 37 年 4 月 ごろ まで A 社の B 班で勤務していた。
勤務していた時に、会社から交付された健康保険証で治療を受けた記憶があり、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立期間当時の記録は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の実態は不明である。」と回答している上、同社の担当者は、「A 社の『班』と称する組織で作業員として勤務していたとする者については、当社の社員記録が確認できた者はおらず、班組織が後に別会社として独立しているケースもあることなどから、当社の直接雇用者ではなく、下請けの作業員であった可能性が高いと考えられる。」と説明している。

また、申立人は、当時の上司、同僚のフルネームを記憶しておらず、特定できないため、申立期間当時の上司、同僚から、申立人の勤務実態や保険料控除の状況、A 社 B 班における厚生年金保険の取扱いの実態等を聴取することができない。

このほかに、申立人が申立期間に申立ての事業所の業務に従事し、申立期間において保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1548 (事案 1009 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 37 年 8 月ごろまで
前回、申立期間についてA社での厚生年金保険の加入記録が無いことについて、申立てをしたが認められなかった。
A社で勤めた最初と最後の期間が無いが、同級生で2、3か月後に入社した同僚やその兄なども一緒に勤めていたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所であるA社は、昭和 36 年 9 月 14 日に解散し、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、36 年 4 月以降に被保険者資格を取得した者は見当たらないこと、ii) 申立人は、36 年 11 月 21 日に適用事業所となっているB社で同日に資格取得し、37 年 3 月 11 日までの間、厚生年金保険の被保険者となっているが、同社の被保険者名簿の申立期間の健康保険の番号に欠番は無く、昭和 37 年 3 月 11 日以降についても申立人の名前は見当たらないこと、iii) A社及びB社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡し、当時の事務担当者に聴取しても、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述は得られことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、同僚7人の名前を挙げて再調査を求めていることから、このうち住所が確認できた4人、及び申立期間にA社又はB社で厚生年金保険の加入記録がある16人に対して文書照会したところ、13人から回答が得られたが、いずれも申立人が申立期間における勤務実態や給

与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

また、A社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、昭和36年11月21日にB社で被保険者資格を取得している5人（申立人を除く）のうち4人は申立人が記憶する同僚であること、また、A社は同年9月に解散し、同時に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の主張する36年6月ごろに同事業所に採用された者については、厚生年金保険被保険者とされなかったものと推測される。

さらに、申立人が昭和37年3月にB社で厚生年金保険の被保険者でなくなって以降、同年8月までの期間については、申立人の勤務実態は確認できず、当該期間において保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月ごろまで

私は、昭和 37 年 1 月ごろ、A事業所に正社員として入社し、40 年 3 月ごろまで、働いていた。

年金手帳や健康保険証を受け取った時期は覚えていないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況について具体的に述べており、申立人が記憶する同僚二人が申立人と一緒に勤務していたとしていることから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立ての事業所は、昭和 45 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが事業所番号等索引簿及びオンライン記録により確認できる。

また、申立人が記憶する同僚のうち二人は、いずれも申立期間に厚生年金保険の加入記録は無く、このうち一人は、申立ての事業所が適用事業所になった昭和 45 年 6 月 1 日に申立ての事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、他の二人については申立ての事業所での加入記録が無く、特定できないため供述が得られない。

さらに、申立ての事業所では、当時の資料は残っていないとしており、当時の事業主の息子は、「自分も、昭和 45 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料は控除していないと思う。」と回答している。

このほかに、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A大学B学部に平成 15 年 10 月から勤務し、16 年 3 月末日まで勤務したはずなのに同年 3 月 30 日で退職扱いになっているのは納得できない。

厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 4 月 1 日とし、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 3 月 31 日までA大学B学部に勤務していたとしているところ、申立人の同大学における雇用保険の記録は、同年 3 月 30 日が離職日となっており、オンライン記録の厚生年金保険の加入期間と一致しているとともに、同大学が保管する人事異動通知書には、任期は同年 3 月 30 日までと記載されている上、人事異動状況表（非常勤職員用）においても、雇用期間は 15 年 10 月 16 日から 16 年 3 月 30 日までと記載されていることが確認できることから、申立人の申立期間における勤務実態について、確認できない。

また、同大学が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は、平成 16 年 3 月 31 日と記載されていることが確認でき、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

さらに、同大学は、非常勤職員の給与支払方法について、月末締めで支給日は翌月 17 日が原則であるとしているところ、同大学が保管する基準給与簿により、平成 16 年 3 月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から同年 12 月 9 日まで

私は、昭和 57 年 6 月 30 日に A 社 B 支店を退職した。当時の担当者から厚生年金保険の任意継続に関するメモをもらい、間が空かないように納付した方がいい旨の説明を受け、退職時に任意継続（第四種被保険者の資格取得）の手続を会社の事務担当者に依頼した。保険料の納付開始時期は覚えていないが、最初は、まとめて納付した。

しかし、第四種被保険者記録に係る資格取得年月日は、昭和 57 年 12 月 9 日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 6 月 30 日に A 社 B 支店を退職後、同社に第四種被保険者の資格取得の手続を依頼し、同社から間が空かないように納付した方がいいとの説明を受けているとして、申立期間も厚生年金保険第四種被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第 15 条第 3 項には、第四種被保険者の資格取得日について、「最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。」と規定されており、最後の被保険者の資格喪失日が自動的に第四種被保険者の資格取得日となる旨の規定は無い上、当該事業所の当時の担当者は、「当社が、社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書を提出したか否かは不明である。」と回答している。

また、第四種債権管理簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、いずれも申立人の第四種被保険者の資格取得年月日は、昭和 57 年 12 月 9 日と記載されていることから、当該日が提出日であると推認できる。

さらに、申立人は、「保険料をまとめて納付したのは申立期間 5 か月分の 1

回だけで、その後は、毎月納付していた。」と主張しているところ、第四種債権管理簿において申立人に係る保険料の収納状況を見ると、一括収納されているのは資格取得直後の3か月分(昭和57年12月から58年2月まで)であり、その後は、毎月収納となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを確認できる領収書、家計簿等の資料は無い。

このほかに、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 6 月に、A社の社長から顧問で入社してほしいとの話があり入社したが、顧問としての仕事はさせてもらえなかったため、転職した。

しかし、転職するまで同社で半年以上は働いていたのに、厚生年金保険の記録が1か月だけというのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚 13 人に照会したところ、そのうちの3人が「時期は覚えていないが、申立人を覚えている。」とし、また、1人が「私が、昭和 37 年 9 月に入社した時点で申立人は入社していた。」と回答していることから、申立人は、少なくとも昭和 37 年 8 月には申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立期間における厚生年金保険関係書類を保管しておらず、加えて、当時の事業主からは、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについての供述は得られず、当時の取締役からも、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける具体的な回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、顧問として入社し、給与は日給扱いであったとしており、上記同僚の1人が、「申立事業所では一般社員は月給であったので、申立人は一般社員とは別の待遇であったかもしれない。」としていることから、申立人は、厚生年金保険の加入について、一般社員とは取扱いが異なっていた可能性が考えられる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 37 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 30 日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録とも一致して

いる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から8年6月1日まで

私は、平成元年4月に専門学校へ入学し、同時に勤労学生としてA社に就職した。

平成元年4月から3年3月までの2年間は、半日勤務、半日学校という生活であり、3年4月から5年秋ぐらまでは、一日勤務し、夜間は学校へ通っていた。

その後、平成8年5月31日まで同事業所に勤務したが、同事業所での厚生年金保険の加入記録が全く無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及び申立事業所の回答により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は、平成8年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所は、「当事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人を含む従業員の被保険者資格の取得届は提出していなかった。また、申立期間当時の給与からは、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立事業所が保管する平成3年、5年、6年、7年及び8年の申立人に係る賃金台帳では、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち、連絡先が判明した者は、「私が申立事業所において厚生年金保険に加入したのは平成8年12月からであり、それまでは、国民年金に加入していた。また、就職してから同年11月

までは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。